

## 町田市訪問看護ステーション連絡会規約

### (名称)

第1条 本会は、町田市訪問看護ステーション連絡会（以下〔本会〕という）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、町田市内において訪問看護サービスを提供する事業所のネットワークをもって構成し、訪問看護サービスにおけるケアの質の向上及び法令遵守など適正な運営を図りながら、共に成長する機会をつくり市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業所が必要とする情報の提供及び交換
- (2) 訪問看護業務技術向上及び職業倫理等に関する研修
- (3) 町田市におけるネットワーク支援に関する活動
- (4) その他、前条の目的に資する活動

### (会員)

第4条 本会の会員は、以下の者とする。

- (1) 正会員…町田市内で開設している指定訪問看護事業所で第6条の会費を納めた事業所とする
- (2) 賛助会員…本会の目的に賛同する個人

### (入退会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会届を事務局に提出しなければならない。また、退会しようとする者は、退会届を事務局に提出しなければならない。

### (会費)

第6条 会費は、(町田市介護サービスネットワーク) 会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。会員の会費は、別表のとおりとする。

2 会費は、年会費とし、毎年度指定する期日までに納入するものとする。但し、年度途中で入会又は退会した場合は、次のとおりとする。

- (1) 入会時の会費は、年単位とし、原則、加入時期による分割はしない。但し、10月以降に加入する場合は理事会の承認を得て、分割を認めることがある。

(2) 退会時の会費は、既納の年会費はこれを返還しないものとする

(会費の納入方法及び時期)

第7条 法人からの会費納付依頼書受領後、法人に直接又は法人の銀行口座に会費を納入するものとする。

1 定められた手続きにより入会が認められた正会員及び賛助会員は、速やかに年会費を納入しなければならない。

2 前年度から継続する会員は原則として毎年6月末日までに次の方法により年会費を納入しなければならない。

3 会費は、原則法人単位で納入するものとする。但し、法人と事業所の所在地が異なり、事業所単位で入会の判断及び会計処理を行っている場合は、申出により、事業所単位での納入を認めることがある。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 . . . . . 1名

(2) 副会長 . . . . . 2名

(役員選出及び任期)

第9条 役員は、総会出席正会員の過半数の互選により選出し、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員が所属する事業所において異動等により任期中途中で職務継続が困難となった場合、役員会にて出席役員の推薦をもって交代することができる。

3. 副会長は会長が指名する。

(連絡会)

第10条 連絡会は、役員及び会員で構成する。

2. 総会は会長が招集する。ただし、会長が招集できない状況にある場合は、副会長が職務を代行する。

3. 総会は、年1回とし、会長もしくは役員会が必要と判断した場合、臨時に開催できる。

4. 役員会は、年3回以上とする。

5. 全体会は、年3回以上とする。

6. 規約の変更・役員改正は総会出席正会員の過半数をもって成立する。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、一般社団法人町田市介護サービスネットワーク町田市介護人材開発センター内に置き、事務担当役員を中心に役員会と連携して職務を遂行する。

(その他の事項)

第13条 この規約にない事項は、役員会で決定する

付則この規約は、2015年5月1日から施行する。

2020年6月11日改定